

鳥取県告示第167号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定をしたので、同法第77条の35の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
一般財団法人ベターリビング
東京都千代田区富士見二丁目7-2
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
東京都千代田区富士見二丁目7-2
- 3 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成25年4月1日